

# 山口県報

平成 21 年  
11月20日  
(金曜日)

## 目次

告示  
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 一  
産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請 (廃棄物・リサイクル対策課) ..... 二  
公告  
国土調査の成果の認証 (地域政策課) ..... 三  
特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (二件) (県民生活課) ..... 三  
ふく処理師試験の実施 (生活衛生課) ..... 四  
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (商政課) ..... 五

### 山口県告示第四百三十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。  
当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十一年十一月二十日から同年十二月十日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市環境経済部環境課において公衆の縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十日

山口県知事 二井 関 成

一 申請者の氏名又は名称及び住所

- 氏名又は名称 ジャパンファインスチール株式会社  
住 所 山陽小野田市石井手一丁目一九番一号  
二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 ジャパンファインスチール株式会社  
所在地 山陽小野田市石井手一丁目一九番一号  
三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法
	能 (kg/日)	工事着手年月日	工事完成年月日	
六三一口	一・八	平成二二、一一、一一	平成二二、一一、一五	平成二二、一一、一八
六五	"	"	"	"
備考	「六三一口」及び「六五」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第六十三号の金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する電解式洗浄施設及び同表第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設をいう。			
		連 続	間 隔	使用時間一日当たり二四時間
				季節的変動なし

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m <sup>3</sup> )
	通 常 最 大	通 常 最 大	
六五	二	一・三	一五
六三一口	七	七	二〇

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 6 排 水 口	No. 5 排 水 口	No. 3 排 水 口	No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m <sup>3</sup> )
					通 常 最 大	通 常 最 大	
"	"	"	"	七・二	水素イオン濃度 (水素指数)	通 常 最 大	八五三・五五
"	"	"	"	八・五	化学的酸素要求量 (mg/l)	通 常 最 大	九六九・一
七・一	三・六	二・一	六・九	七・九	浮遊物質量 (mg/l)	通 常 最 大	二五
一	六・二	四・二	二	一一・四	銅 (mg/l)	通 常 最 大	四〇
九	一〇	八	八・八	七・九	窒素 (mg/l)	通 常 最 大	七
"	"	"	二〇	一五	リン (mg/l)	通 常 最 大	一〇五
"	"	"	検出せず	一	銅 (mg/l)	通 常 最 大	一〇三
六・七	五・四	二・三	三・六	三	窒素 (mg/l)	通 常 最 大	
一五・六	八・一	四・五	八・七	五	リン (mg/l)	通 常 最 大	
〇・七五	〇・七	〇・三一	〇・四四	〇・四	リン (mg/l)	通 常 最 大	
一・六一	一・三	〇・六九	一・二二	〇・八	リン (mg/l)	通 常 最 大	
				八五三・五五	排出水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )	通 常 最 大	

山口県告示第四百三十四号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条第一項の規定により、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があった。

当該申請書及び当該設置をすることが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類は、平成二十一年十一月二十日から同年十二月二十一日までの間、山口県宇部環境保健所及び山陽小野田市環境経済部廃棄物リサイクル課において公衆の縦覧に供する。

平成二十一年十二月二十日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者 山陽開発株式会社
- 住 所 山陽小野田市大字郡一九〇六番地七二
- 代表者の氏名 原田 博
- 二 産業廃棄物処理施設の設置の場所 山陽小野田市大字千崎字小松尾六一六番一六の一部、六一六番一九から六一六番二二までの一部、六一六番六八の一部、字三河内上九七九番、九八〇番及び九八一番の一部

三 産業廃棄物処理施設の種類  
安定型最終処分場

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類  
廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(がれき類を除く。)、陶磁器くず及びがれき類

五 申請年月日  
平成二十一年一月二十三日



(三五三) 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成二十一年十一月二十日

山口県知事 二井 関 成

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
下 関 市	平成十九年五月十四日から 平成二十一年二月二十五日まで	下関市地籍図	菊川町大字上岡枝の一部及 び菊川町大字東中山
岩 国 市	平成十九年五月二十五日から 平成二十年十二月二十二日まで	岩国市地籍図	周東町祖生の一部

二 認証年月日

平成二十一年十一月二十日

(三五四) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十二年一月五日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年十一月二十日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成二十一年十一月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名 称 ベーテル障害者支援センター

代表者の氏名 上松真由美

主たる事務所の所在地 山口市大内御堀三五三番地の八

三 定款に記載された目的

山口県内における障害者を支援するために、どのような境遇にある人であれ人として尊厳をもち社会に対して貢献するという理念に基づいて、関係専門職との密接なネットワークによる実効有る支援体制を構築し、個々に援助の提供をもって地域社会の福祉の増進を図り、広く公益に貢献すること。

(三五五) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十二年一月十二日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年十一月二十日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成二十一年十一月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名 称 山口県就労支援事業者機構

代表者の氏名 藤麻 功

主たる事務所の所在地 山口市中原町六番一六号

三 定款に記載された目的

犯罪者や非行少年(更生保護事業法第二条第二項各号に掲げる者をいう。以下「犯罪者等」という。)が善良な社会の一員として更生するためには、就職の機会を得て経済的に自立することが重要であることにかんがみ、事業者の立場から犯罪者等の就労を支援し、犯罪者等が再び犯罪や非行に陥ることを防止することにより、犯罪者等

の円滑な社会復帰と安全な地域社会の実現を図り、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与すること。

(三五六) ふぐ処理師試験の実施

ふぐの処理の規制に関する条例(昭和五十六年山口県条例第一号。以下「条例」といふ。)第十六条の規定により、ふぐ処理師試験を次のとおり実施します。

平成二十一年十一月二十日

山口県知事 二井 関成

一 試験の日時及び場所

(一) 学科試験

1 日時

平成二十二年二月十八日(木曜日)午前十時から正午まで

2 場所

山口市滝町一番一号  
山口県庁職員ホール

(二) 実技試験

1 日時

平成二十二年三月十一日(木曜日)午前九時から

2 場所

山口市富田原町一番一八号  
財団法人山口県学校給食会

二 受験資格

学科試験にあつては、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者(条例附則第四項の規定により同条に規定する者とみなされる者を含む。)(で、三年以上ふぐの処理の業務に従事したものであること。  
実技試験にあつては、学科試験に合格した者であること。

三 受験願書の受付期間

平成二十二年一月四日(月曜日)から同月二十一日(木曜日)まで(郵送の場合、一月二十一日までの消印のあるものは、有効とする。)

四 受験願書等の提出先

区 分 提 出 先

県内にふぐの処理の業務に従事する事業所(以下「事業所」といふ。)がある者	事業所の所在地を所管する保健所
県内に事業所がない者で、県内に住所があるもの	住所地を所管する保健所
県内に事業所及び住所がない者	山口県環境生活部生活衛生課(山口市滝町一番一号)(郵便番号七五三-八五〇-一)

五 提出書類等

(一) 受験願書

(二) 履歴書

(三) 写真(縦三・六センチメートル、横二・四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)

(四) 最終学校の卒業証明書(氏名が卒業証明書記載の氏名と異なる場合は、戸籍の謄本又は抄本を添付すること。)

(五) ふぐ処理業務従事証明書

(六) ふぐの処理の規制に関する条例施行規則(昭和五十六年山口県規則第五十号)第十一條第四項の規定により学科試験が免除される者にあつては、(四)及び(五)に掲げる書類に代えて学科試験に合格したことを証する書類

六 受験手数料

一万五百二十円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

七 合格者の発表等

(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行つので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

八 その他

(一) 受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「ふぐ処理師試験受験願書等請求」と朱書きし、百二十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒(縦三十センチメートル以上、横二十一センチメートル以上のもの)を同封すること。

(一) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課（電話〇八三―九三三―二九七四）にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(三五七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成二十一年七月三日山口県公告（二二八）に係る大規模小売店舗について次のとおり下松市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十一年十一月二十日から同年十二月二十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年十一月二十日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ザ・モール周南、星ブラザ

所在地 下松市中央町二一番三号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

平成二十一年十一月二十日  
印刷發行

發行人所

山口県知事  
山口市